



Title	日系ブラジル人のトランスナショナルな生活世界：第4章 出稼ぎと帰国にともなう子どもの教育問題と解決の視点
Author(s)	小内, 透
Citation	『調査と社会理論』・研究報告書, 21, 55-78
Issue Date	2006-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/22660
Type	departmental bulletin paper
File Information	21_P55-78.pdf



第4章 出稼ぎと帰国にともなう子どもの教育問題と解決の視点

第1節 はじめに

1990年の入管法改定を契機に日本に住むブラジル人が急増した。彼らは、家族や子どもとともに来日したり、来日後家族を呼び寄せたりすることが多かった。その上、滞日年数の長期化に伴い日本で生まれる子どもも確実に増加した。その結果、2004年末現在、ブラジル人の年少人口（0歳から14歳）は表1のように43,025人、うち、ほぼ日本の義務教育年齢に相当する5歳から14歳までの子どもが26,147人となっている。

表1 男女別年齢別ブラジル籍人口（2004年12月末）

年齢	実数（人）			構成比（%）		
	男	女	計	男	女	計
計	157,884	128,673	286,557	100.0	100.0	100.0
0～4	8,760	8,118	16,878	5.5	6.3	5.9
5～9	8,231	7,779	16,010	5.2	6.0	5.6
10～14	5,135	5,002	10,137	3.3	3.9	3.5
15～19	9,118	8,194	17,312	5.8	6.4	6.0
20～24	19,397	16,464	35,861	12.3	12.8	12.5
25～29	22,679	18,446	41,125	14.4	14.3	14.4
30～34	20,863	16,213	37,076	13.2	12.6	12.9
35～39	17,786	13,771	31,557	11.3	10.7	11.0
40～44	14,974	11,285	26,259	9.5	8.8	9.2
45～49	11,463	8,823	20,286	7.3	6.9	7.1
50～54	9,007	6,664	15,671	5.7	5.2	5.5
55～59	6,323	4,508	10,831	4.0	3.5	3.8
60～64	3,094	2,276	5,370	2.0	1.8	1.9
65～69	823	834	1,657	0.5	0.6	0.6
70～74	172	241	413	0.1	0.2	0.1
75歳～	59	55	114	0.0	0.0	0.0

資料：法務省『平成17年版 在留外国人統計』より作成。

日本に居住するブラジル人の子どもの増加は、必然的に彼らに対する教育問題を浮上させた。なかでも、近年、ブラジル人の子どもの不就学が大きな教育問題として、各方面から憂慮されるようになってきている。

一方、近年ブラジルでは、日本から帰国した出稼ぎ者の不適応とともに、子どもたちの不適応の問題も指摘されるようになった。出稼ぎ者の不適応は、稼いだお金の有効利用ができず使い果たした後、再び日本へ出稼ぎに来る結果をもたらし、子どもたちの不適応はポルトガル語やブラジルの文化にうまくなじめないことによって生み出されている。

出稼ぎと帰国にともなって、日本・ブラジルの双方でブラジル人の子どもの教育問題が浮かび上がってきているのである。

このような現状に対し、日本でもブラジルでも政府、自治体、学校、ボランティア団体が様々な形で何らかの対応や支援を行うようになってきている。だが、今のところ、出稼ぎにともなうブラジル人の教育問題を解決する上で、十分な対応や支援が行われているとはいえない。様々な取り組みによって、多くの成果がもたらされているものの、課題も多く残されているといわざるをえない。

この点をふまえ、本稿では、日本とブラジル両国において生じている子どもの教育問題の諸相を明らかにし、問題解決の視点を検討する。

第2節 在日ブラジル人の子どもの教育問題

第1項 ブラジル人の子どもの教育形態

現在、日本に居住するブラジル人児童・生徒の教育形態は、公立小中学校、ブラジル人学校、どこにも通わない不就学という3つに分化している。

ブラジル人集住地の一つである群馬県太田市が2001年に調べたところ、小学校相当年齢で公立学校に通う者が43.5%、ブラジル人学校が18.7%、不就学等が37.8%、中学校相当年齢で、順に54.5%、16.4%、29.1%であった（表2）。小中学校とも公立学校に通う者がもっとも多く、不就学がそれに続き、ブラジル人学校に通う者が2割弱であった。

表2 ブラジル人の子どもの教育形態（太田市）

	小学校 相当年齢	中学校 相当年齢	合計
公立学校	160 (43.5%)	73 (54.5%)	233 (46.4%)
ブラジル人 学校	69 (18.7%)	22 (16.4%)	91 (18.1%)
不就学等	139 (37.8%)	39 (29.1%)	178 (35.5%)
合 計	368 (100.0%)	134 (100.0%)	502 (100.0%)

注) 単位=人。2001年11月1日現在、太田市教育委員会調べ。

資料：太田市教育委員会資料。

また、2002年の外国人集住都市東京会議に提出された、外国籍の不就学の子どもたちに関するデータでは、表3のように、ブラジル人が集住する14市町合わせて、26.0%の外国籍の子どもが不就学の状態であった。

さらに、2000年で日本の公立学校へ通っている者が7,500人、ブラジル人学校へ通っている者が2,500人、不就学者が7,000人、2005年でそれぞれ15,000人、8,000人、17,000人という数値が紹介されることもある（関口 2005：25-26）。

これらの情報を総合すると、全国的に見ていずれのブラジル人集住地域においても、公立小中学

校に通う者がもっとも多く、20～30%程度の子どもが不就学で、それ以外の者がブラジル人学校に通っているというのが大まかなところであろう。

それでは、彼らの教育の実態はどのようになっているのであろうか。また、そこにいかなる課題があるのだろうか。まず、公立小中学校に通うブラジル人の場合から見ていこう。

表3 在日ブラジル人の子どもの不就学状況

都市名	人数	不就学者	率 (%)
浜松市	1,556	325	20.9
磐田市	270	61	22.6
湖西市	169	58	34.3
富士市	274	83	30.3
豊橋市	1,100	206	18.7
豊田市	819	75	9.1
大垣市	364	152	41.8
可児市	258	93	36.0
美濃加茂市	238	54	22.7
四日市市	461	78	16.9
鈴鹿市	497	280	56.3
太田市	502	178	35.5
大泉町	646	224	34.7
飯田市	195	46	23.6
合計	7,349	1,913	26.0

注) 1. 単位=人。

2. 人数は小中学校就学相当年齢の人数、不就学者はそのうち、学校に就学していない者の数、率は不就学者が小中学校就学相当年齢の人数に占める割合を指す。

資料：外国人集住都市会議（2002年）で提出されたデータ。ただし、梶田孝道・丹野清人・樋口直人『顔の见えない定住化』名古屋大学出版会、2005年、242頁より引用。ただし、一部修正した。

第2項 公立学校に通うブラジル人の教育問題

日本の公立小中学校では、外国人登録がなされていれば、外国人の子どもも親子の希望に応じて基本的に受け入れている。外国人の子どもが少ない場合、特別な体制をとらず教師が個別に対応したり、センター校方式で特定の学校に複数の学校から外国人の子どもを必要な授業の時だけ集めて対応したりする。ただ、子どもの数が多くなると、それではすまなくなる。ブラジル人集住地の学校では、日本語指導教室や国際教室を設置して「取り出し授業」を行い、日本語指導教室担当の日本語指導助手制度を自治体負担で導入している。日本語指導助手には日本語・ポルトガル語の両方が使えるブラジル人や日本人が非常勤の形で採用される。国の加配制度を利用し、日本語指導教員の枠を確保している学校もある。

しかし、公立学校に通うブラジル人の場合、いくつかの問題があることも事実である。第一に、日本語教室の問題がある。外国人が多い学校では、教室の運営をスムーズにするために、一定の期間教室で学ぶと、「ところてん式」（ある日本語指導助手の言葉）に教室を卒業させられることも少なくない。相対的に会話能力の落ちる者が優先されるからである。また、日本語教室の時間割が原学級の時間割に左右され、場当たりのになりやすいということもある。指導助手が各校に1名しかいないため、子ども1人1人に系統的な日本語指導ができにくい。日本語指導教員も特別な教育を受けていないため、的確な指導ができないという問題もある。

第二に、それ以上に大きな問題は、母語教育や母語による教育が排除されていることである。現在の教育制度の中では、いずれも困難であることは事実である。しかも、日本語教室ではポルトガル語ができる指導助手がいても、ポルトガル語教育はできるだけ行わない方針をとる学校が多い。しかし、日本語教室で会話程度の生活言語能力が身に付いても、学習言語としての能力はなかなか身に付かない。学習言語としてのポルトガル語が身に付いていない段階で日本にやってきた生徒の場合、日本語でも母語でも学習言語能力が獲得できないという事態が生まれることにもなりかねない。そのため、日本語教室を卒業しても日本語で行う原学級での授業では「お客さん」になる者も少なくない。

第三に、そのため、学業達成がおぼつかなくなり、必然的に進路の問題に直面することになる。実際、ブラジル人の児童・生徒の成績は悪く、高校に進む者は多くない。2005年現在、全国17都府県で公立高校の「外国人特別枠」が設定されているものの、ブラジル人を含めた外国人の進学率は50%未満と推定されている（浜松NPOネットワークセンター 2005）。

それでは、このような問題があるにもかかわらず、なぜ、彼らは公立学校に通っているのだろうか。いいかえれば、親が公立学校に子どもを通わせている理由は何かという問題である。

この点をブラジル人集住地の一つ、群馬県大泉町の小5・中2を対象にした調査結果（表4）からみると、親の高学歴志向が大きな意味をもっていることがうかがえる¹⁾。約8割の親が、進学先が日本であれブラジルであれ大学以上の高等教育を望んでいる。

表4 ブラジル人親子が望む学歴 〈不明・無回答を除く〉 単位：人、%

	中学校	高等学校	専門学校	短期大学	大学	大学院	その他	合計
父親が子に望む学歴	2 7.7	2 7.7	1 3.8	1 3.8	15 57.7	7 26.9	0 0.0	28 100.0
母親が子に望む学歴	1 3.6	0 0.0	2 7.1	2 7.1	17 60.7	5 17.9	2 7.1	29 100.0
子自身が望む学歴	8 21.6	7 18.9	3 8.1	4 10.8	15 40.5	0 0.0	0 0.0	37 100.0

資料：小野寺理佳「日系ブラジル人の子どもの教育と親の意識」小内透編『在日ブラジル人の教育と保育』明石書店、2003年、32頁より引用。ただし、一部修正した。

しかも、聞き取り調査の結果を見ると、親は子どもの日本語の習得についても積極的に受けとめている（表5）。日本語の習得は学業成績を向上させるために不可欠な基礎だからである。同時に、

「両方話せる方が仕事でも有利。ブラジルにおいても日本語話せると有利」という言葉からわかるように、将来の職業選択の観点からバイリンガル志向も強く、日本語習得を積極的に位置づけている。「今では日本語ブラジル語両方しゃべれるようになったからスチュワーデスになってみたい」と、同様な考え方をもち子どももいる。そのため、親は日本人の子どもと積極的に交流するように促している。それが日本語習得の近道だからである。その結果、30人の子どもたちのうち26人が日本人の友達をもっている。

表5 日本人との共学についてどう考えるか〈不明・無回答を除く〉

	父	母	子
日本人との共学なので日本への関心が深まる	22 (73.3)	20 (66.7)	28 (71.8)
日本人との共学が何の役にたつかわからない	9 (34.6)	8 (29.6)	17 (44.7)
外国人も日本の学校では日本語を使うべき	28 (96.6)	29 (96.7)	21 (60.0)
外国人の子どもが日本の学校で母語を使うのは当然だ	16 (57.1)	17 (58.6)	29 (78.4)
日本の学校でも母語教育すべき	13 (48.1)	18 (64.3)	22 (61.1)
自分（自分の子ども）は外国人だと感じる	17 (65.4)	19 (67.9)	22 (59.5)
外国人は外国人だけの学校に通った方がよい	2 (7.7)	3 (10.7)	5 (35.7)
友だちが日本人か外国人かは気にならない	-	-	28 (71.8)
自分の子どもには日本人と積極的に交流してほしい	25 (89.3)	27 (90.0)	-
自分の子どもには日本人と深くつきあってほしくない	5 (17.9)	6 (21.4)	-

注) 1. 各項目について「とてもそう思う」「そう思う」「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」という4回答選択肢を提示し、「とてもそう思う」「そう思う」と回答した者の合計比率。

2. 単位：人、%。

資料：小野寺理佳「日系ブラジル人の子どもの教育と親の意識」小内透編『在日ブラジル人の教育と保育』明石書店、2003年、35頁より引用。

われわれは教師たちからの聞き取りの中で、「ブラジル人は教育に無関心で学校を託児所的に考えている」という意見を聴くことがあった。しかし、ブラジル人自身の声からはむしろ、それとは逆に、将来展望をふまえた高学歴志向やバイリンガル志向、そのために日本語習得をめざして公立学校へ積極的に通学させている親とそれに従う子どもの姿が浮かび上がった。その意味で、こうした教師とブラジル人親子との意識のギャップも公立学校における教育問題であるということもできる。

第3項 ブラジル人学校における教育問題

では、ブラジル人学校に通っている子どもはどうだろうか。2005年現在、日本には63のブラジル人学校があり、そこで約8,000人の子どもたちが学んでいる。そのうち36校がブラジル教育省から正規の学校として認可を受け、帰国後の教育との連続性が確保される。

しかし、ほとんどのブラジル人学校が、正式な授業として日本語や日本文化を日本人教師等から学ぶようになっている。日本で生活する以上、必要だとの認識があるからである。また、エスニック・ビジネスの弁当屋を利用した給食が手配される学校や、制服のある学校も多い。授業料は月額約4～5万円のところが主流で、出稼ぎ者にとってはかなり高額である。

こうして、少なからぬブラジル人の子どもが、高い授業料を払ってブラジル人学校へ通っている。なかには、かなり遠くから通う者もいる。それでは、なぜそこまでしてブラジル人学校に通っているのだろうか。

親子を対象にしたアンケート調査結果から見てみよう²⁾。まず、表6からブラジル人学校歴を見ると、対象となった265人のうち、来日後ずっとブラジル人学校に通っている子どもがもっとも多く54.7%、それに次いで日本の学校から転校した者が38.5%で、この2つのパターンがほとんどである。ブラジル人学校に入った理由は、表7、表8のように、複数回答であっても、親の80.0%、子どもの73.1%が「ブラジルで進学するため」と答えており、きわめて明確である。他の理由と比べ親子とも際だっている。その背後に、表9のような親子とも共通した高学歴志向がある。

表6 ブラジル人学校歴

単位：人、%

	来日後ずっと ブラジル人学校	日本の学校 から転校	日本の学校退学後 しばらく学校行かず	N. A	計
実数 (構成比)	145 (54.7)	102 (38.5)	2 (0.8)	16 (6.0)	265 (100.0)

資料：小野寺理佳「誰のためのブラジル人学校か」小内透編『調査と社会理論・研究報告書 19 外国人多住地域の教育と国際交流活動』北海道大学大学院教育学研究科教育社会学研究室、2002年、72頁より引用。

表7 親がブラジル人学校を選択した理由

単位：人、%

項目	実数 (構成比)
学習レベルが子どもに合っている	23 (8.7)
ポルトガル語の勉強ができる	42 (15.8)
ポルトガル語で勉強ができる	52 (19.6)
ブラジルで進学するために役立つ	212 (80.0)
ブラジルで就職するために役立つ	25 (9.4)
ブラジル人学校に子どもの友人がいる	18 (6.8)
子どもにブラジル人の友人を与えたい	13 (4.9)
その他	28 (10.6)
N. A	7 (2.6)
データ数	265 (100.0)
M. T計	420 (158.5)

資料：小野寺理佳「誰のためのブラジル人学校か」小内透編『調査と社会理論・研究報告書 19 外国人多住地域の教育と国際交流活動』北海道大学大学院教育学研究科教育社会学研究室、2002年、72頁より引用。

表8 子どもがブラジル人学校を選択した理由 単位：人、%

項目	実数 (構成比)
学習レベルが自分に合っている	9 (13.7)
ポルトガル語を勉強したい	28 (41.8)
ポルトガル語で教えてくれる	22 (32.8)
ブラジルで進学するために役立つ	49 (73.1)
ブラジルで就職するために役立つ	30 (44.8)
友人がブラジル人学校にいる	8 (11.9)
ブラジル人の友人を増やしたい	23 (34.3)
親が決めたから	27 (40.3)
その他	5 (7.5)
N . A	4 (6.0)
データ数	67 (100.0)
M. T計	205 (306.0)

資料：小野寺理佳「誰のためのブラジル人学校か」小内透編『調査と社会学理論・研究報告書19 外国人多住地域の教育と国際交流活動』北海道大学大学院教育学研究科教育社会学研究室、2002年、74頁より引用。ただし、一部修正した。

表9 親子が望む学歴〈不明・無回答を除く〉 単位：人、%

	中学校	高等学校	専門学校	短期大学	大学	大学院	その他	N
父親が子に望む学歴	4 1.7	4 1.7	6 2.6	7 3.0	127 54.5	88 37.8	7 3.0	233 100.0
母親が子に望む学歴	3 1.2	3 1.2	6 2.5	7 2.9	127 52.7	99 41.1	7 2.9	241 100.0
子自身が望む学歴	10 6.3	8 5.0	1 0.6	11 6.9	69 43.1	56 35.0	7 4.4	160 100.0

注) 複数回答をした者がいるので単純合計はケース数 (N) と一致しない。

資料：小野寺理佳「ブラジル人学校選択にみられる親の教育戦略」小内透編『在日ブラジル人の教育と保育』明石書店、2003年、97頁より引用。ただし、一部修正した。

こうした事実は、多くの場合、公立学校からの転校も、一般に想定されがちな、いじめや同化圧力からの解放という形ではないことを示唆している。実際、表10のように、公立学校を辞めた理由として、いじめをあげている子どもは18.8%、掃除、ピアスの禁止、給食等の日本独特の学校文化をあげているのはいずれも1割にも満たない。多くの者は、ブラジル人学校へ転校するために公立学校を辞めているのである。

表10 日本の学校をやめた理由〈複数回答〉 単位：人、%

項目	実数	構成比
親が決めたから	41	45.6
日本の学校は勉強が難しすぎるから	10	11.1
日本語がわからなかったから	8	8.9
日本人にいじめられたから	17	18.9
ポルトガル語が勉強できないから	30	33.3
友達がブラジル人学校に転校したから	2	2.2
日本の学校での掃除の習慣がイヤだから	2	2.2
ピアスを禁止されることがイヤだから	2	2.2
日本の給食がイヤだから	3	3.3
その他	21	23.3
無回答	7	7.8
データ数	90	100.0
M. T計	143	158.9

資料：ブラジル人学校児童生徒調査（2001年）結果より作成。

こうして、高学歴志向に裏打ちされた「ブラジルでの進学」という親子の将来展望によってブラジル人学校への通学が選択されたことが明らかになる。

ただし、親に尋ねたところ、入学を決めたのは母親が83.1%、父親が75.0%、本人が26.2%で、基本的に親主導で入学したことがうかがえる（表11）。それは、親の将来展望と深く結びついている。表12のように条件付きであれ帰国を希望する者が多数派である。その意味で、親の帰国希望が「ブラジルでの進学」のためにブラジル人学校への子どもの通学という選択をもたらしたといえる。

表11 ブラジル学校入学の決定者

項目	実数	構成比
子ども本人の意志	45	26.2
父親の意志	129	75.0
母親の意志	143	83.1
その他	7	4.1
N. A	2	1.2
データ数	172	100.0
M. T計	326	189.5

注) 単位＝人、%

資料：ブラジル人学校児童生徒調査
（2001年）結果より作成。

表12 両親の帰国希望あるいは残留希望（複数回答）

単位：人、%

帰国あるいは残留の条件	父	母	備考
何があってもとにかく帰国する	60 (27.5)	65 (28.6)	
母国の経済状態が改善されたら帰国する	76 (34.9)	71 (31.3)	条件付帰国
母国の治安が安定したら帰国する	48 (22.0)	50 (22.0)	
お金が貯まったら帰国する	138 (63.3)	136 (59.9)	
高齢になったら帰国する	10 (4.6)	7 (3.1)	
とにかく日本に残りたい	4 (1.8)	7 (3.1)	
よい仕事があれば残りたい	35 (16.1)	43 (18.9)	条件付残留
家族を連れてこられたら残りたい	11 (5.0)	16 (7.0)	
日本の習慣に慣れたら残りたい	12 (5.5)	9 (4.0)	
その他	8 (3.7)	6 (2.6)	
N	218 (100.0)	227 (100.0)	

注) 不明・無回答を除く。

資料：小野寺理佳「ブラジル人学校選択にみられる親の教育戦略」小内透『在日ブラジル人の教育と保育』明石書店、2003年、96頁より引用。

しかし、現実には厳しい。多くのブラジル人は滞日が長期化し、客観的に見れば定住化の傾向を強めている者も少なくない。「定住意識なき定住化」といってもよい状況にある。彼ら自身、それに薄々と感じている。それは、表13のように、子どもに望む最終学歴取得地についてブラジルと答える者は、父母ともに60%、就職地についてはともに4割を切り、子どもの希望次第の方が50%と上回っていることからもうかがえる。「ブラジルでの進学」のために、ブラジル人学校へ通学させた強い意志からは想像できない結果である。

表13 親子が望む最終学歴取得地・就職地（不明・無回答を除く）

単位：人、%

	父		母		子ども	
	教育地	就職地	教育地	就職地	教育地	居住地
日本	20 (8.4)	11 (4.5)	21 (8.6)	5 (2.1)	15 (8.6)	28 (16.6)
ブラジル	157 (66.0)	100 (41.3)	158 (64.5)	104 (42.8)	115 (66.1)	124 (73.4)
子どもの希望次第	68 (28.6)	130 (53.7)	74 (30.2)	133 (54.7)	-	-
その他	5 (2.1)	3 (1.2)	9 (3.7)	4 (1.6)	44 (25.3)	17 (10.1)
N	238 (100.0)	242 (100.0)	245 (100.0)	243 (100.0)	174 (100.0)	169 (100.0)

注) 複数回答をした者がいるので単純合計はケース数(N)と一致しない。

資料：小野寺理佳「ブラジル人学校選択にみられる親の教育戦略」小内透編『在日ブラジル人の教育と保育』明石書店、2003年、105頁より引用。ただし、一部修正した。

実は、これは、薄々と感じ始めている帰国の難しさを払拭し、帰国願望を維持するための「アンカー」（錨）として、「ブラジルでの進学」につながるブラジル人学校へ子どもを就学させた結果であると考えられることもできる。

それでは、こうした理由からブラジル人学校に通っている子どもたちの場合、いかなる教育問題

に直面しているのであろうか。

まず第一に、ブラジル人学校の教育環境が劣悪だという問題がある。それは、自治体や企業からの財政支援がないことと深く関係している。高額な授業料もそこに起因する。学校の土地や建物の問題もある。工場跡地と建物を使用したり、プレハブ教室を使用したりといった状態の学校がほとんどである。多くの学校が生徒数から考えて、土地・建物とも狭隘になっている。

第二に、学校の接続問題もある。ブラジル人学校はいずれもブラジル準拠の教育を行っているが、日本の正規の学校と認められていない。そのため、卒業後、日本の高校に進学することはできなかった。ブラジルの学校への進学を想定していたものの、もし帰国できない場合、学校の接続問題が表面化することになっていた。

しかし、2004年1月の文部科学省令改正によって本国から正規の学校として認定を受けている外国人学校の修了資格が日本においても正規のものと認められるようになった。ブラジルの義務教育期間は日本の場合より1年短いため、1年間さらに補習校で学ぶ必要があるものの、ブラジル教育省認可のブラジル人学校卒業生にも日本の高校や大学を受験する資格が与えられるようになった。

だが、法的に可能になったとはいえ、日本語を十分に学ばず、日本の学校のカリキュラムに沿った学習を行ってこなかった者が進学することは高校であろうと大学であろうと、不可能に近い。たとえ、進学してもドロップアウトする可能性がきわめて高い。そのため、日本の学校との接続は現段階でも大きな問題を抱えているといえる。

しかも、第三に、家族での帰国とそれに伴うブラジルでの進学という家族の教育戦略そのものの実現可能性の問題が存在する。ブラジルへの帰国やブラジルでの進学というシナリオはあくまでも主観的願望にすぎず、それが実現する客観的可能性は考慮されていない。「定住意識なき定住化」という事態の進展は、教育戦略の客観的基盤の弱さを証明している。もし、ブラジル人学校を卒業した後、子どもが日本の学校へ進学しようとする、その時、接続問題が浮上することになる。

第4項 不就学の子どもの問題

公立小中学校やブラジル人学校に通う子どもたち以上に大きな問題を抱えているのが、不就学の子どもたちである。

子どもたちが不就学になるきっかけは様々である。公立学校の授業についていけず不登校になる、日本の学校生活になじめず学校に行かなくなる、といった日本の学校への不適応が原因になる場合があるし、一時的な帰国や転居を機に学校へ行かなくなることもある。ブラジル人学校へ転校しても授業料が高くてやめてしまったり、ポルトガル語が十分にできずブラジル人学校の生活にもなじめず、不就学の状態になる場合もある。ブラジルでは義務教育が8年であるため中学3年になると学校をやめて働き始める例もある。

こうした様々な事例が多く、ブラジル人集住地で見られる。ブラジル人の子どもたちにとって、不就学になるきっかけは学校、教育制度や家庭の中に幅広く存在している。

不就学に関しては、まず第一に、彼らの教育保障の問題を指摘する必要がある。日本が批准している国際人権A規約（1979年批准）、子どもの権利条約（1994年批准）では、国籍の如何を問わず領土内に居住するすべての子どもの初等教育について無償の義務教育とすることを定めている。にもかかわらず、わが国では、外国人の子どもは義務教育の範囲の外におかれており、公立学校への就学は親子の希望を前提にしている。そのため、公立学校へ子どもが就学しなくても、親子の選択

の結果であるため、行政側が問題にすることはできない。しかも、ブラジル人学校ができてからは、公立学校は子どもの就学にとって一つの選択肢にしかすぎなくなった。しかし、ブラジル人学校では授業料を負担しなければならないこともあって、ブラジル人の子どもすべての受け皿にはなりにくい。このような状況の中で、学習権が保障されない子どもたちが生み出されているのである。

第二に、学校に通わない子どもたちの中には、15歳未満の労働が基本的に禁止されているにもかかわらず工場労働者として就労する者がいたり、非行化が心配される者もいる。実際、不就学の子どもを就労させていた雇用主が摘発されるケースが生じている。また、不就学の子ども非行化による環境悪化を懸念して、PTAが不就学問題をテーマに集会を開いた例もある。いずれにしても、不就学者の問題は子どもたち自身の問題であると同時に、地域社会における労働環境や生活環境を改善させていく上で解決しなければならない問題でもある。

ただし、第三に、不就学者の実態が把握しにくいという問題がある。考えようによっては、これが不就学者の最大の問題であるといってもよい。すでに示した各種のデータでは3割前後の不就学者がいることになっている。しかし、これは、あくまでも外国人登録している者から公立学校、ブラジル人学校へ通っている者を差し引いた数でしかない。ブラジル人学校でもブラジル教育省の認可を受けていない私塾に通う者を不就学としてカウントする場合もあり、不就学の定義自体、自治体や統計によってまちまちである。また、外国人登録は転入手続きは義務づけられているものの、転出の際の手続きは義務づけられていない。そのため、すでに転出している者であっても登録したままであれば、数としてカウントされてしまう。そうした架空の子どもが数多く存在している。いくつかの自治体で同様な形でリストアップされた子どもを訪ね歩いたところ、書類上不就学と見なされた者の多くが登録された住所に住んでおらず、確認できた不就学者は4～7%程度とかなり少なかったという実態もある（大泉町教育委員会 2004、可児市企画部まちづくり推進課 2005）。

2001年に13の自治体によって結成された外国人集住都市会議は、当初から不就学の子どもの問題を取り上げ、国レベルでの対応を促してきた。文部科学省もやっと重い腰をあげ、2005年度に「不就学外国人児童生徒支援事業」を新規に開始した。これは、就学実態の把握及び不就学の要因分析と就学を支援するための取組の実施を目的とし、2年間で23,722千円の予算の下、応募した自治体に対して補助金を交付するものである。公募には、太田市（群馬県）、飯田市（長野県）、美濃加茂市（岐阜県）、掛川市、浜松市、富士市（以上、静岡県）、岡崎市（愛知県）、四日市市（三重県）、大阪市、豊中市（以上、大阪府）、神戸市、姫路市（兵庫県）の12地域から応募があり、すべて認められた。文部科学省の取り組みは必ずしも十分であるとはいえないものの、今後、これらの地域を中心に不就学の子どもの実態把握と効果的な対策が打ち出されるのを期待したい。

また、1999年から日本のいくつかの地域で実施されるようになったブラジル教育省の補習課程修了認定試験（スプレチーボ試験あるいは初等中等教育修了資格認定試験）が、不就学者にブラジルでの教育資格を獲得する新たなチャンスをもたらしたことも指摘しておくべきであろう（スプレチーボについては、本報告書第3章も参照のこと）。この試験には、ブラジルの義務教育（8年）にあたる第一レベルと中等教育（3ないし4年）にあたる第二レベルに対応した二種類がある。1999年11月、大泉町、横浜市、浜松市、名古屋市で第1回試験が行われ、以後毎年多少地域を変えながら実施され続けている。回を重ねるごとに受験者が増加しており、ニーズが高いことがうかがえる³⁾。

ブラジルでは落第制度があり義務教育段階を含めた中途退学者が多いこともあり、1971年から何

らかの理由で第一レベル、第二レベルを修了せずに社会人になった者が学び直す機会としてスプレチーボと呼ばれる補習課程がおかれるようになった。第一レベルの教育の補習教育は14歳以上、第二レベルは21歳以上が対象とされる。補習教育を受けたのち、修了認定試験に合格すると、それぞれの修了資格を取得することができる。第一レベルの教育、すなわち義務教育の補習教育は、本来必要である8年間の半分の年数で修了する。具体的には、公立学校を利用して夜間に開講したり、企業が課程を設置したり、学習センターや通信教育制度などの多様な形態がある。日本で実施されるようになった補習課程修了認定試験はこれに相当するものである。ブラジル本国では通常、補習課程で定められた期間学んだ上で修了認定試験を受け資格を獲得していくのに対し、日本では必要なくつかの単位を試験によって取得することによってそれぞれのレベルの修了資格を獲得していくシステムになっている。日本で働いているブラジル人の中にも、出稼ぎの過程でブラジルの小中学校を途中でやめた者が多くいると考え、この認定試験が始められたのである。受験資格としてそれぞれのレベルを修了する通常年齢を超えていることが定められている。

ここからわかるように、この試験は、少なくとも義務教育段階の子どもたちを対象としたものではない。むしろ日本で働いているブラジル人を想定したものである。しかし、年齢条件をクリアできれば、不就学者あるいは元不就学者、公立学校やブラジル人学校の中退者、またブラジル教育省の認可を受けていないブラジル人学校卒業生であっても、受験ができる。その意味で、不就学者にとって、少なからぬ意義をもっている。

第5項 在日ブラジル人の教育問題の背景と問題解決の視点

以上、在日ブラジル人の子どもの教育問題を3つの教育形態に即して、検討してきた。では、こうした教育問題の背景には何があり、問題を解決するにはいかなる視点が必要なのだろうか。

まず、第一に、在日ブラジル人の教育問題は、硬直した日本の学校のあり方を一つの背景にしている点を指摘する必要がある。日本の公立学校は日本語のみによる単一の文化を前提にして成り立っている。そのあり方を変えずにブラジル人を受け入れるだけでは、母語や母国の文化の維持を願うブラジル人の教育要求を満たすことはできない。学習言語の習得や学業達成の点でも問題が生まれる。それらは、不就学者を生み出す一因ともなり、たとえ無償の義務教育が保障されたとしても問題は解決しない。

たしかに、公立学校でポルトガル語にもとづくブラジル流の教育を全面的に保障することは現実的に不可能に近い。可能であるとしても、学校の中に固定された二つの「世界」ができるとすれば、必ずしも望ましいとはいいきれない。しかし、特定の教科、日本語教室、部活、総合的な学習の時間などに母語や母国の文化の維持機能をもたせたりすることは、可能であろう。こうした、できる範囲での多文化を前提にした公立学校での受け入れを考えることが教育問題解決の一つの現実的な視点となろう。

この点で注目しなければならないのは、太田市で実施されている教育特区事業「定住化に向けた外国人児童・生徒の教育特区」（2004年3月認定、2005年4月事業開始）である。これは、国内外から日本語とポルトガル語のできるバイリンガル教師を採用し、日本語指導や通常授業とともに、ポルトガル語も用いた教科指導を実施することによって、日本語や教科の理解度・習熟度の向上を図り、進学等の選択肢を拡げることを目的として取り組まれ始めたものである。実際には、現在ある公立小・中学校の通学区を8ブロックに分け、その中で集中校を設置し、日本語の特配教員とバ

イリソル教員および日本語指導助手が連携する形で進められている。この事業が、どのような成果を生み出すか、大いに注目する必要がある。

なお、全国にあるブラジル人集住地では、学校などの公共施設を利用したNPO等による日本語指導、保護者への教育情報の提供等、様々な活動も実施されており、これらの活動と学校での取り組みを有機的に結びつけていくことも重要な視点となる。

第二に、ブラジル人学校の社会的地位が低いことも在日ブラジル人の教育問題を生み出す背景になっている。ブラジル人学校はブラジル教育省が学校と認可しても、日本の文部科学省は正規の学校＝「一条校」と認めていない。日本の学習指導要領に準拠していないからである。今のところ、各種学校としても認められておらず、「学習塾」の扱いにすぎない。ブラジル人学校の教育条件の劣悪さも日本の学校・各種学校として認められていない点に起因している。各種学校としても認可されないので、公的補助がもらえず、寄付を得られにくく、通学定期の学割も利用できないのである。

ブラジル人学校が各種学校として認められないのは、施設面・環境面での認可基準を満たすのが難しいからである。ただし、静岡県が2004年3月に校舎の自己所有基準や運用資金の保有基準を緩和した結果、浜松市のペルー人学校「ムンド・デ・アレグリア」が南米系外国人学校として初めて各種学校の認可を取得した。この流れが他の都道府県にも広がる可能性もあり、今後の動向が注目される。

しかし、第三に、日本の学校や外国人学校といった教育システムのあり方だけが問題なのではない。親の「出稼ぎ意識」をベースにした教育戦略もブラジル人の子どもの教育問題の重要な背景である。現実には帰国が困難になりながら、それがゆえに、帰国願望を維持するための「アンカー」として子どもをブラジル人学校に就学させている親が少なくない。その結果、少なくとも、現在の硬直的な教育システムの下では、進学が不可能になるし、就職する場合にも様々な問題が生じる可能性が大きい。そこでは、親自身が自らの「出稼ぎ意識」や帰国願望ではなく、子どもの未来をベースにした教育戦略をとる必要がある。親は子どもの教育権を保障する義務を負っているからである。

これが日本に出稼ぎにやってきた日系ブラジル人の子どもが直面する教育の現実であり課題である。

第3節 帰国にともなうブラジル人の子どもの教育問題

第1項 再適応の難しさの背景

日本での長期滞在化傾向や定住化傾向を示すブラジル人の増加にもかかわらず、ブラジルに帰国する者や家族が存在することも事実である。出稼ぎの所期の目的である一定額の貯蓄が実現し、ブラジルに帰還する者や家族もいれば、志半ばで帰国の途につく者もいるであろう。

だが、帰国した後に、自らがブラジル社会での再適応の難しさに直面すると予想する者は少ない。出稼ぎ者本人にとっては、もともと住んでいた国に帰るわけだから、やっとなどできる場所に戻れるというのが実感だろう。しかし、現実には、時は流れ状況は絶えず変化しており、出稼ぎの期間が長くなればなるほど、ブラジル社会の変わりようにとまどうことになる。「帰国症候群」と呼ばれる精神状況に陥り、自殺する者もいる（ナカガワ 2005：21）。さらに、たとえ心理的に再適応にそれほど問題がなかったとしても、ブラジルで新たな仕事を見つけることができなかつたり、出

稼ぎで手に入れたお金をもとに始めた仕事がかまくいかなかったりして、お金を使い果たし経済的に再適応が難しくなることもある（この点に関しては、本報告書第1章および第3章も参照されたい）。その結果、再び日本へ出稼ぎに行く者も数多く存在し、ブラジル社会でも問題となっている。父親だけが再び出稼ぎに行ったり、父親だけが日本に残ったりして、家族が日本とブラジルで別れて暮らすこともありうる。

子どもの場合、直接、仕事や収入に関する再適応の問題は存在しない。だが、子どもの適応・再適応は大人以上に大きな問題となる。子どもが重要な発達の上で、言語や文化、生活や社会関係の大きな変化に直面することになるからである。

ただし、どのような状況におかれた子どもが適応・再適応しにくいかは、簡単に把握することはできない。

すでに1998年と1999年の2度にわたって、在日経験のあるブラジル人・ペルー人帰国児童生徒（うちブラジル人児童生徒は32名）へのインタビュー調査を行った村田翼夫らは、「再適応が困難であったケースの特徴」として、以下の7点をあげている（村田 2000b：149-150）。

「(1) 日本滞在中に家庭において余りポルトガル語、スペイン語を使用せず、学校でもポルトガル語を学習しなかった。

(2) 中学生や高校生の年齢が比較的高い時に日本に滞在していた生徒が多い。

(3) 帰国後、ブラジル、ペルーの学校へ書類不備、学力試験不合格などの理由から年齢相応の学年に編入出来ず、留年している。

(4) ブラジル、ペルーの学校へ編入後、ポルトガル語、スペイン語、歴史、地理の学習に困難を感じている。そして補習授業や補習課程を受けて困難を克服しようとしている。

(5) ブラジル、ペルーの学校が知識教育中心で、体育、音楽、美術、クラブ活動などがある日本の学校と雰囲気や学習方法、いわば学校文化が異なり戸惑っている。ブラジルでは、教員はあまり相談にのってくれないし、友人も作りにくいので不満に思っている。……

(6) ブラジルでは公立学校に通っている児童生徒が多い。ペルーの場合はほとんど私立学校に通っている。

(7) 帰国後も父親が日本へ出稼ぎに行き帰って来ず、片親と一緒の生活である。……」

ここには、(1) 言葉、(2) 滞日経験年齢といった生徒自身の特徴とともに、(3) (5) のように日本とブラジルの教育制度の移行や相違に関わるものや(4) (6) のような帰国後の対応の特徴、さらに(7) の帰国後の家族状況に関わるものまで様々な事柄が指摘されている。これらは、ブラジルから日本へ渡った子どもたちにも当てはまる状況である。

ただし、いずれも貴重な知見であるものの、必ずしも十分に整理されたものになっているわけではない。さらなるデータの蓄積と分析が必要である。

また、ここでの指摘は、一時期日本の学校生活を経験したブラジル生まれの子どもたちが帰国したときに生じる再適応の問題に限定されている。調査時点が日本にブラジル教育省認可のブラジル人学校ができ始めた時期であることもあって、調査対象者には日本でブラジル人学校に通っていた者はいないし、日本で生まれ日本で育った子どもも含まれていない。「適応」の語は用いられず、

「再適応」のみが使用されているのも、このことと関わりがあるのかもしれない。

しかし、今日、在日経験のあるブラジル人帰国児童生徒といった場合、そこには、日本で生まれ育ち、ブラジルが初めての地である者も含まれるようになってきている。また、日本の学校のみを経験した子どもだけでなく、ブラジル人学校の経験者や不就学を体験した者も含まれる可能性が大きくなっている。その意味で、事態はより複雑になっていると考えられる。

これについての本格的な調査は、今後の課題としなければならないが、以下、今回の主な機関やキーパーソンに対するヒアリングを通して浮き彫りになった、在日経験をもつブラジル人の子どもの適応・再適応に関わる問題について、日本での就学形態の違いに即して、そのアウトラインをまとめてみよう。

第2項 公立学校で学んでいた子どもたちの適応・再適応

まず、日本の公立学校で学んでいた子どもたちの適応や再適応の現状と問題点から見ていこう。

日本から帰国し適応・再適応に問題を抱える子どもたちのサポートに1996年から取り組んでいるナカガワ・イッサム・デシオ、ナカガワ・ヤナギダ・キョウコ夫妻（夫は精神科医で「帰国症候群」の命名者、妻は診療内科のカウンセラー）の話によると、小さい時に日本に行った子や日本で生まれた子は帰国後も自分を日本人だということが多い。自分が日本人だと考えている子は、ブラジルの文化になじみにくい。ブラジルは人の声がものすごく大きいとか話し方がうるさい、などのことに敏感で、食べ物の違いも気になるようである（ナカガワ・イッサム・デシオ、ナカガワ・ヤナギダ・キョウコ談）。おそらく、日本の保育所・幼稚園、そして公立学校で過ごした時間が長ければ長いほど、その傾向は強くなるであろう。

日本とブラジルの違いは、言語の場合、さらに大きな問題となる。われわれが、日本の保育所で調査した結果から見ても、保育所に預けた段階で何の言葉も習得していなかった子どもは、親がどのような言葉を用いても、「自然と」日本語を習得していくことになる（小内編 2003：183-200）。その子どもたちは日本の公立学校へ入っても日本語の問題でつまづくことはない。逆に、家庭やその他の場面で意識的にポルトガル語を身につけさせるよう努力しないと、ポルトガル語は獲得されない。ある程度ポルトガル語を習得していた低年齢の子どもでも、同じような環境におかれると、ポルトガル語を忘失していく。

サンパウロ市近郊にあるアルモニア学園の日本語教師は、「親の中には、ポルトガル語がわからず、日本人として育つ子どもの将来を考え、子どもとともに帰国する親もいる。日本で公立学校に通わせていても、せめて高校はブラジルで卒業させたいという親も多い」と語った。

しかし、公立学校で低学年から長い期間学んだ子どもたちを、ブラジルに帰国させると、ブラジル文化への違和感とともにポルトガル語の未習得という点で大きな問題が生じる。

まず、日本から帰国し子どもをブラジルの学校に通わせようとする、公立私立問わず、ポルトガル語のできをチェックされ、その結果で学年が決まる。現在では、基本的に、日本の小中学校の卒業証書を公証翻訳人に依頼し翻訳してもらおうと、正式な卒業証書として認められるようになってきている。だが、その場合でさえ、ポルトガル語のチェックが行われ、その結果次第で、卒業以前の学年に位置づけられることもある。当然のことながら、日本の中学校の卒業証書があっても、自動的に高校に入ることはできない（アルモニア学園校長談）。

日本語しかわからずポルトガル語ができない子どもたちの場合、学校生活を営むこと自体が大変

である。それは、ポルトガル語しかわからない子どもたちが日本にやってきて公立学校に通ったときに体験するつらさと同じ性質のものである。

経済的に余裕のある家庭の子どもは、この問題を回避しやすい。彼らは日本語がわかる先生のいる私立校で学ぶことができるからである。サンパウロおよびその周辺には、このような学校が5、6校ある（ナカガワ・ヤナギダ・キョウコ談）。なかには、アルモニア学園のように、日本語が必修の学校もあるし、日本語とポルトガル語ができるバイリンガルの先生によってポルトガル語の特別レッスンを受けられる学校もある。しかも、いずれの学校も、ブラジルの正規の学校として認可されており、非日系人の生徒も通っている。日本語が必修なのに、アルモニアのように非日系の生徒の方が多き学校さえある。日本語を学ぶ機会のある学校では「日本語ができるのをほめて、ほめて、ほめて、ポルトガル語の方もがんばれと励ます形で指導することもある」（大志万学院校長談）。

だが、私立校は授業料が高い。そのため、いったん子どもを通わせてもお金の問題で途中で辞めさせてしまう親もいる。お金の問題で私立校をやめさせると、公立校に通わせるしかない。

問題は、日本の公立学校で学び、ブラジルに帰国後、公立校へ通うしかない子どもである。私立校のように、日本語を話せる教師もいないし、ポルトガル語の特別レッスンを受けることもできない。「お金の問題で私立校をやめて公立校に移っても、今度は言葉の面でやめてしまうかもしれない」（アルモニア学園校長談）。ナカガワ・ヤナギダ・キョウコ氏は「ブラジルの公立校では、教師は教科指導が中心で生徒一人一人の背景にあまり目を向けない。自分のクラスの中に帰国した子がいるかどうかさえ知らない先生もいる。日本から帰ってきた子は静かで大きな問題を起こさないので、帰国した子で様々な問題を抱えていても、先生はそのことに気づかない。すると、子どもたちはポルトガル語が嫌になり、学校へ行きたくなくなる。学校でも教師の言うことを聞かないし、孤立しがちになる」と語る。

日本から帰国した子どもたちが余り注目されない背景に、日本から帰国した子ども以上に大きな問題を抱えている子どもたちが近年増加しているという事情もある。ブラジルは南米ではもっとも経済的に恵まれた国である。そのため、隣接するボリビア、ペルー、パラグアイからの不法入国者が増加し、その子どもたちが目につくようになっている。彼らは貧困な家庭で暮らし、衣食住のあらゆる面で問題を抱えている。学校に通っていない子どもたちがほとんどである（ナカガワ・ヤナギダ・キョウコ談）。

彼らと比べれば、ポルトガル語に苦しんでいても、学校に通えている子どもたちは、恵まれているということになってしまう。そのため、日本から帰国した子どものための国レベルでの施策は打ち出されにくく、ボランティアによる活動が子どもたちを支える重要なものとなっている。

第3項 ブラジル人学校で学んでいた子どもたちの適応・再適応

日本で公立学校に通っていた子どもたちと比べ、ブラジル人学校で学んでいた子どもたちはブラジル社会に適応しやすい。何とんでも、ポルトガル語を学んできているからである。しかも、ブラジル教育省認可のブラジル人学校に通っていた場合、勉強の内容の面でも制度的な面でも、ブラジル本国の学校との接続が保証されている。親たちも、それがあから、高い授業料負担をも顧みず、子どもたちをブラジル人学校へ通わせているのである。

だが、日本のブラジル人学校で学んでいた子どもにとっても、ブラジルへの帰国が問題を生み出すことがある。

たとえば、帰国後、ブラジルの学校へ編入しようとする、公立私立問わず、学習の到達度を見るためのテストが行われ、それによって編入すべき学年が決められる⁴⁾。ブラジルでは落第制度があるため、編入に際してそれまでとは違う学年に位置づけられても不思議ではない。

しかし、日本でブラジル人学校に子どもを通わせていた親たちは、自動的に学年が決まると思っていることが多い。そのため、編入の際に行われるテストで、日本での学年より下の学年に編入されることになる、愕然とする。実際、今年（2005年）、日本でブラジル教育省認可のブラジル人学校に通っていた子どもが、帰国後、かつてより下の学年に位置づけられたことを不服として、親がブラジル教育省を裁判に訴えるという事件が起きた。訴えた親は、ブラジルの学校と同等の勉強ができる学校としてブラジル教育省が認めた学校なので、高い授業料を払って、子どもを通わせた。なのに、実際には十分な教育が与えられなかった。このような学校を認可した教育省に責任があるという訴えである。

この訴えは、教育省に衝撃を与えた。もともと、教育省はそれぞれの学校の教育内容や教育条件等を十分に把握しないまま、認可を出していたようである（ナカガワ・ヤナギダ・キョウコ談）。

つまり、日本のブラジル人学校は、たとえブラジル教育省認可の学校であっても、十分な教育水準を保証する場であるかどうか、必ずしも明確ではないことが浮き彫りになったのである。

また、ヒアリングの中で、ナカガワ夫妻はブラジル人学校に通っている子どもたちが使う教科書がいいかげんだと指摘している。最近、ブラジル教育省がブラジルから無償で教科書を日本のブラジル人生徒に送ろうとしたら、大きなブラジル人学校が自分たちで作った教科書を売ってもうけているので断ったとも、語ってくれた。ナカガワ夫妻は日本のブラジル人学校が絶対に子どもたちを落第させない点も指摘した。なぜなら、ブラジル人の親たちがものすごく文句をいうので、学校をやめられると困るからだというのである。「小さなブラジル人学校が果たして良い教育をしているか疑問だ」と語った人もいた。

これらは、少なからぬ日本のブラジル人学校が商業主義、経営第一主義に陥っている可能性を示唆している。

そこで、ナカガワ夫妻は日本で生まれ育った子たちにある教科書を作ろうとしている。たとえば、「字を覚える時にジャカとかジャグチカバと書いてあっても、ブラジルにしかない果物だから子どもたちは全然わからない。ジャカはちょっとぶどうに似ているけれど種はライチみたいな感じで、どっちかという癖がある。ジャグチカバは黒い。でも、子どもたちには全然関係ないからわからない。内容が自分たちの生活とぜんぜん関係ないから覚えづらい。ポルトガル語の教科書でも、そういう事も考えて日本で生まれ育った子にふさわしい内容の教科書を作ろうとしている」（ナカガワ・ヤナギダ・キョウコ談）とのことである。

さらに、新たな問題として、ブラジル教育省がブラジルから無償で教科書を日本のブラジル人生徒に送ろうとしても、教科書をもらえない子どもが現れている。「大きなブラジル人学校と違って、小さな塾みたいのをやっている人たちは喜ぶのではないかなということを考えて、こっちで使っている同じ教科書を日本へ送る。しかし、これがスムーズに行かない。日本で生まれた子どものなかに、ブラジル国籍をもっていない子どももいるからである。それらの多くは、日本国籍ももっておらず、無国籍の状態になっている。そういう子どもが生み出されている」（ナカガワ・ヤナギダ・キョウコ談）。

それは、日本の国籍法が血統主義、ブラジルの国籍法が出生地主義にもとづいていることに起因している。日本国籍をもたないブラジル人同士（2世・3世）が、日本で子どもを産むと、日本は血統主義なので、その子はブラジル人として外国人登録される。しかし、ブラジルでは出生地主義をとっているため、ブラジルで生まれた子にはブラジル国籍を与えても、外国で生まれたブラジル人の子には自動的に国籍は与えない。日本で生まれた子どもがブラジル国籍を取得したい場合は、親が一度その子をブラジルに連れて帰り、届けを出さなければならない。しかし、親が国籍法のことを知らない場合、その子どもは日本ではブラジル人とされていても、ブラジルに届けを出さない限り、登録されていない無国籍の状態になってしまう。日本で、ブラジル人同士が結婚し出産するケースが増えるに従って、無国籍の子どもが生み出される可能性が高まることになる。しかも、その事実自体に気がつかないまま放置されている状態が見られるようになっていく。

第4項 不就学の子どもの適応・再適応

日本で経済的に余裕のないブラジル人の家庭の子は、公立学校に行かないと不就学になる。ブラジル人学校へ通わせるだけの経済的基盤がないからである。一度、不就学になると、公立学校に復帰するのは難しい。日本では、外国人の子どもは義務教育制度の外に置かれていることも、その背景にある。不就学であっても、原理的には問題とされることがないからである。また、日本の場合、学齢主義が基本になっているので、比較的長期にわたる不就学を経験した者が学校へ復帰する場合、不就学中に学習がなされていなくても、不就学になった時点より上の学年に配置されるケースがほとんどである。

だが、日本で不就学だった子がブラジルに帰国し、もし学校へ行こうとすると、日本よりも学校への復帰がしやすい。なぜなら、プレイスメントテストとしての学力テストの結果で学年を決めるからである。そのテストで学力の程度を把握し、それに見合った学年に配置されることになる。そのため、「日本で不就学だった子どもは逆にこれを使える」とナカガワ夫妻は語っている。ただし、配置される学年が低すぎてクラスの子どもたちと年齢が違いすぎると嫌がるので、この点に注意しなければならない。

すでに述べたように、ブラジルでは一定の年齢に達すれば、補習課程で学び直すことも可能である。14歳になれば、第一レベルの補習課程、21歳になると、第二レベルの補習課程に入ることができ、修了認定試験に合格すればそれぞれのレベルを卒業したことになる。それぞれの卒業資格は、ブラジル社会では、正規の課程の卒業資格とまったく同等に扱われる。

ただし、これらの点は、あくまでも日本で不就学であった者がブラジルに帰国後、改めて勉学に志すことを前提にした話である。いくら、再度学び直す機会があっても、学ぶ意欲がなければ、現実的な意味はない。

その意味では、日本で不就学を経験した者たちが帰国後、改めて学び直す意欲をもてるよう支援することも必要であろう。

第5項 家族の生活形態の重要性

ブラジル帰国後の子どもの教育問題は、たしかに日本で体験した教育のあり方によって異なる様相を呈する。しかし、日本での教育体験の違いにかかわらず、共通した特徴がある。

それは、どのような家族の状態の下で生活し学んでいたかが、子どもたちに強い影響を与えることである。両親が離ればなれに暮らしたり、親と離れて暮らしたりすると、子どもたちに発達上の

悪影響が見られることが多い。

出稼ぎは、このような状態を生み出しやすい。そもそも、ブラジルには親の出稼ぎにともなって父親か母親、または両親から引き離されて祖母や伯母と生活する子どもたちがいる（ナカガワ 2005：26）。

出稼ぎからの帰国に際して、同様な状況が生まれることがある。日本では父母やきょうだいとともに生活していても、日本人化が進む子どもを心配し、父親を日本に残し、母と子どもだけがブラジルに帰るケースがある。家族一緒にブラジルに帰国しても、ブラジルで思うように再就職あるいは起業できず、父親だけが日本に再び出稼ぎに行くケースも少なくない。なかには、子どもだけブラジルに帰国するケースさえある。帰国した子どもは、祖父母や親戚のもとで生活したり、学校の寮に入ったりして、親と離れて生活をする。

いずれにしても、父母が離ればなれになったり、親と子どもと一緒に生活できない家族の場合、子どもが情緒的に不安定になることが少なくない、とナカガワ夫妻は語っている。

出稼ぎによって、父母が離婚したり、別居中の父や母が寂しさに耐えきれず異性と同居したりすることもある。それが子どもにマイナスの影響を与えることも多い。

1993年設立の日系人向け学校・大志万学院の川村校長は出稼ぎが家族を崩壊させる事例を紹介してくれた。

「お父さんが日本へ行って、ある日突然ふっとどこか行っちゃっていなくなっているのがありますよね。本当は、最初、仕送りはきちんとしているのに、まあ仕送りするというのはきついですよね。また、ブラジルでは受け取った奥様がそれを何に使っているのかは見えていない。だから、周りの人が『あなたは馬鹿だよ』とか言って、一生懸命に働いてお金を送って、ブラジルでは奥様が何もしないで遊んでいるよと聞くと、いやになってしまっている日突然に仕送りがなくなって、お父さんの行方がわからなくなったというのはありますね。」

出稼ぎが家族を崩壊させる事例は数多く、それを契機に子どもの生活が乱れてしまうケースも少なくない。単身出稼ぎ、家族の一部での帰国、単身による再出稼ぎがそうした事例を生み出しやすい。

家族の崩壊とそれを契機とした子どもへの悪影響は、家族の将来設計のあり方に起因しているといわざるをえない。子どもの教育のあり方も家族の将来設計のあり方に規定されている。その意味で、父母が子どもの教育を含めた家族の確実な将来設計を構築することが何よりも重要であるといえる。

第4節 ブラジル人の子どもの教育問題を解決する視点

第1項 日本の国籍法の問題

トランスナショナルな生活世界の中で生きるブラジル人の子どもたちは、様々な形で教育に関わる問題に直面している。彼らが直面する教育問題は、教育制度を始めとする様々な制度や諸機構がトランスナショナルな生活世界に見合ったものでなくなっていることにも起因している。現状の諸制度や諸機構が現在のようなトランスナショナルな生活世界を想定しておらず、両者のミスマッチ

が、結果的に、生活世界に深刻な問題をもたらしているといつてよい。

それは、まず、日本の国籍法が現在のようなトランスナショナルな生活世界に必ずしも見合っていない点に示されている。日本の国籍法は血統主義であり、1985年までは、父系の血統主義であった。父親が日本人であれば、日本だけでなくどこの国で生まれても、その子どもは日本国籍を取得できた。しかし、父系の血統主義の時代には、父親が外国人、母親が日本人の場合、その子どもは日本国籍を取得できなかつた。その際、父親が出生地主義の国籍法をもつ国であると、父親の国とは異なる国、つまり日本で生まれた子は父親の国の国籍も取得できない可能性が生じる。そこで、無国籍の子どもが生み出されることになる。婚姻していた日本人女性が外国人の夫と離婚しても、父系の血統主義の時代には、彼らの子どもたちは無国籍にならざるをえなかつた。かつて、沖縄に駐留していた米兵と日本女性の間で生まれた子どもが、米兵の帰還をきっかけに無国籍になり、「アメラジアン」と呼ばれていた。国籍法という制度がトランスナショナルな生活世界を想定したもとはなっていなかつたことが、無国籍者をもたらしたのである。

さすがに、1985年には日本の国籍法も父母両性の血統主義に改正され、父母のいずれかが日本人であれば、彼らの子どもは国外に暮らしていたとしても、日本の国籍を取得できるようになった。外国人と結婚した日本女性が離婚しても、子どもの国籍は無国籍にならずにすむように変わった。だが、血統主義自体は変わることがなかつた。

これに対し、ブラジルは国籍に関して出生地主義の立場をとっている。そのため、ブラジル国内で生まれた者は、父母がブラジル人であろうとなかろうと、ブラジル国籍を取得することができる。そのうえ、1993年には、国籍法が改正され二重国籍が認められるようになった。そのため、日本国籍を保持している日系1世の子は、ブラジルで生まれれば、血統主義の考え方によって日本国籍を取得できる上、ブラジル国籍も獲得することができる。日本政府は二重国籍を認めていないため、公式にはブラジル国籍を取得した者で日本国籍を持っている者にはいずれか一方の国籍を選択することを求めている。ただし、その選択は本人が宣言すればよいことであり、日本政府が他国の国籍を奪うことは現実的には不可能である。そのため、日本政府は公式には二重国籍を認めていないにもかかわらず、現実には複数の国籍を保持し続けている者がいることも事実である（チッペルレ 2002：6-9、田中 2002：9-10）。

問題は、すでに述べたように、日本で日本国籍をもたない外国人夫婦の間に生まれた子どもの国籍のあり方である。外国人夫婦の国籍がいかなる国のものであつても、彼らの子どもが血統主義をとる日本の国籍を取得することはできない。どんなに長く日本に住んでいても、ビザの種類に関係なく、帰化しない限り、日本の国籍を取ることは不可能である。何世代にもわたって日本に住んでいる在日韓国・朝鮮人であっても、帰化以外には日本国籍が取得できず様々な差別を被っていることを考えると、これ自体、きわめて大きな問題をはらんでいる。

外国人夫婦が日本で子どもを産む場合、もし、外国人夫婦のいずれかの国籍が血統主義をとる国のものであれば、その国の国籍を取得することができる。たとえば、韓国は日本と同様、国籍に関して血統主義の立場をとるため、在日韓国人夫婦の子どもは、日本国籍はとれないものの韓国国籍をとることができる。だが、ブラジル国籍の夫婦が日本で子どもを産むと、日本の国籍を取得することが出来ないばかりか、出生地主義の原則からいって自動的にブラジル国籍を取得することもできない。ブラジルでは、ブラジル国籍者の子どもが外国で生まれた場合、一定の期間中に母国に子

どもを連れ帰った際に届け出をすれば、その子どももブラジル国籍を得ることができることになっている。だが、それを知らずに、届け出を忘れているとその子は無国籍になってしまう。

日本に住み続けている親の子として日本で生まれても日本国籍が取得できず、時には無国籍になってしまう者が生み出される現実、日本の国籍法が抱える問題といえる。近年、血統主義の国であるドイツが出生地主義的な考え方を部分的に導入するようになってきていることを考えると（チッペルレ 2002：6）、日本も国籍法をもう少し柔軟なものに変えていく必要があるだろう。そうでなければ、トランスナショナルな生活世界が広がれば広がるほど、制度の谷間で苦しむ人々が増えていくことになってしまう。

第2項 教育制度の問題

トランスナショナルな生活世界の広がりや制度・諸機構との矛盾は、教育制度のあり方に集中的に現れている。

日本とブラジルの教育制度は、様々な点で異なっている。そもそも義務教育の年限が異なっている。日本では9年だが、ブラジルは8年である。日本には落第制度はなく、学年は年齢主義の原則で決められるが、ブラジルには落第制度があり、学年は学業成績の達成度によって決まる。日本は午前、午後にわたって授業を行うが、ブラジルでは午前中だけの学校がほとんどである。他にも授業内容、科目毎の時間数、教師の教え方等、日本とブラジルの教育の違いは、数え上げれば、きりが無い。

ブラジル人の子どもたちは、日本にやってきた当初、日本語がわからず苦労する。だが、日本語を学び、日常言語・生活言語としてだけでなく、思考言語・学習言語としても使いこなせるようになると、学校で困ることは少なくなる。逆に、日本で生まれ日本の保育所、日本の公立学校へ通えば、ブラジル人の子どもであっても、日本人とまったく変わらず日本語を操り、日本の学校生活になじんでいく。もちろん、親が出稼ぎに行き、祖父母に預けられ、親と離ればなれに暮らしていても、ブラジルで生まれ育てば、ポルトガル語に困ることは少ない。

これらの点を考えれば、子どもの教育や学校生活にとって言語の問題は大きなテーマであるものの、決して決定的な問題とはいえない。いずれの言語もきちんと身に付いていない段階で異なる言語環境に置かれた時には、深刻な問題が生まれる可能性が高いが、それも言語習得に関して効果的な支援を行えば、ある程度解決の見通しは出てくる。

しかし、教育制度の違いは、子どもたちの教育やそれに由来する将来生活のあり方に決定的な問題を投げかける。教育制度が異なるから、ブラジルの義務教育を修了していても、日本にすれば何も意味をもたない。日本では義務教育を終えたことにならないし、日本の高校受験の資格もえられない。日本では年齢主義で学年が決まるため、ブラジルで学業成績が振るわず落第していた者でも、能力以上の学年に配置されることになる。それが、彼らの勉強に対するモチベーションを低下させることになりかねない。異なる教育制度をもつ国の間を移動する場合、移動する子どもたちのトランスナショナルな生活世界は異なる制度の狭間で深刻な矛盾に直面せざるを得ない。

その矛盾は、両国の教育制度の違いやそこから来る制度の不整合を解決しない限り、存在し続ける。2003年に文部科学省が外国人学校卒業生に国立大学の受験資格を与えるよう法律を改正し、義務教育年限が1年短いブラジル人学校の場合でも、1年間補習校へ通えば、高校や大学の受験資格が与えられるようになった。これは、両国の教育制度の齟齬を解消する上で、役に立つものである。

だが、ブラジル人学校から日本の高校や大学に進学できる道が開けたといっても、それはあくまで形式的なものにすぎない。ブラジル人学校だけで学んだ者が、日本の高校入試や大学入試を突破することはきわめて困難である。たとえ、入試を突破したとしても、高校や大学の授業について行けない可能性も高い。

その意味では、形式的な制度の接続ではなく、内容的な接続ができるような制度改革が必要になる。たとえば、ブラジル教育省が実施している補習課程修了認定試験（スプレチーボ）と日本の文部科学省が実施している中学校や高等学校の卒業程度認定試験⁵⁾の内容を相互に吟味し、統一したものにすれば、両国間の教育制度の違いを乗り越え内容的にも接続可能なシステムが構築されうると思われる。使用する言語が異なっても、学ぶ内容を統一することは可能である。

その上で、互いの国でそれぞれの国の言葉と子どもたちの母語を効果的に教授しながら、両者の教育制度間の行き来をしやすくするように図ることが重要な意味をもつ。それが可能になれば、言語教育のあり方を工夫することによって、在日ブラジル人の教育問題は小さな問題へとその性格を変えることになるであろう。

第3項 親の教育戦略の重要性

ただし、最後に、在日ブラジル人の生活世界のうち、未来の生活世界⁶⁾の脆弱性が、子どもたちの教育にとって、深刻な問題となっている点も忘れてはならない。日本に居住するブラジル人たちの中には、長期滞在化しているにもかかわらず、帰国意志を強く持ち続けている者が少なくない。それ自体は、決して問題ではない。問題なのは、帰国意志があるために、子どもたちを帰国後に備えてブラジル人学校に通わせながら、滞在を続けているケースである。その結果、ブラジル人学校を卒業しても子どもたちがブラジルに帰らず、日本にとどまってしまう、日本での生活をする上で、言葉や資格等の点で、大きなハンディキャップを抱えがちになるからである。

また、帰国するといいながら、子どもを日本の公立学校に通わせただけで、子どもたちに対してポルトガル語の習得のためのフォローをしていないケースも少なくない。帰国を念頭においているなら、日本の公立学校に通わせると同時に、放課後にポルトガル語を習わせたり、親自身が教えたりすることも必要であろう。お金がかかったり、時間がなかったりして、現実には様々な困難があるのは理解できる。だが、この点をないがしろにすると、子どもたちの未来が危ういものになってしまう。子どもたちの未来をベースにして、教育のあり方を考えるべきである。

ブラジルで出会った日系人の多くが、かつてブラジルに移民した日本人は、どんなに苦しくても子どもの教育を大切にした、それなのに日本にいる日系人たちは教育をおろそかにしている、これは将来に禍根を残す、といった趣旨の発言をしていた。また、かつてブラジルに渡った日本人は日本に帰るつもりでいたため、日本語で日本式の勉強をさせるため、独自の学校を作った。しかし、その学校では、同時にポルトガル語やブラジルのことについても学んでいた。その意味で、客観的に見れば、帰国してもしなくても、日本であろうとブラジルであろうと、子どもたちの未来の生活が保証されるように子どもの教育を考えていたといえる。それに比べると、現在、日本に居住しているブラジル人は、子どもの未来を見すえた教育という観点が弱い。

もちろん、すでに述べたように、教育制度がトランスナショナルな生活世界に対応したものとなり、日本とブラジルを行き来しても、子どもの教育に大きな支障がない形になれば、親の教育戦略が曖昧で場当たりのものであっても、それほど問題は生じなくなるかもしれない。その時その時

の判断で日本とブラジルを子どもとともに行き来しても、きちんとした教育を受けられるようなシステムが用意できれば、それで済む。

だが、自らや子どもたちの将来設計をきちんと描き、それにもとづいた生活や教育をしていかなければ、トランスナショナルな生活世界に対応した制度が構築されたとしても、それだけでは、子どもたちの未来の展望を開くことは難しい。なぜなら、少なくとも地球上に国家が存在し異なる言語が併存する現実がなくなる限り、特定の国家で固有の言語を身につけていくことが子どもの安定した未来の構築に結びつきやすい。トランスナショナルな生活世界に対応した教育制度は、将来生活をする国がどこになっても教育した成果が無意味にならないようにするための、最低限のセーフティ・ネットとして考えられなければならないからである。トランスナショナルな生活世界に対応した教育制度がそれ自体で子どもたちの豊かな未来を保証するわけではない。もし、そうした教育制度を利用して豊かな未来を構築しようとするなら、少なくとも複数の言語とそれぞれの国に固有の学習内容の習得がきちんとなされなければ意味がない。

このように考えると、現在のようにトランスナショナルな生活世界に対応した教育制度が存在しない状況のもとではいうまでもなく、たとえそうした教育制度が構築された段階においてさえも、子どもの未来をベースにした教育戦略をもつことが決定的に重要な意味をもつといえる。

在日ブラジル人たちがおかれた現状は、自らと子どもたちの未来を見すえた将来設計がきわめて重要な鍵を握ることを指し示しているのである。

注

1) 調査の概要は以下の通りである。

[対象] 群馬県大泉町の公立小・中学校に在籍する日系ブラジル人児童（小学5年生38人全員）・生徒（中学2年生21人全員）、計59人とその両親

[方法] 配布留置法、一部面接 [調査時期] 1998年9月

[有効回収率] 児童・生徒 69.5% (41人)、両親 54.2% (32人)

2) 調査の概要は以下の通りである。

[対象] 群馬県太田市及び大泉町のブラジル人学校、X、Y、Zの3校に在籍する日系ブラジル人児童・生徒とその両親。児童・生徒用調査票は小2以上の年令の子どもに配布し、両親用調査票は全学年の両親に配布したため、児童・生徒配布数より両親配布数の方が多い。配布数は、児童・生徒274人、両親470人である。

[方法] 配布留置法、一部面接 [調査時期] 2001年9月

[有効回収率] 児童・生徒 64.2% (176人)、両親 56.6% (266人)

3) これ以前、1994年から1999年までセテバンという私立の通信制補習システムが日本国内に存在し、第一レベル189人、第二レベル197人、合わせて386人が課程を修了した（村田 2000a : 142）が、最終的にブラジル教育省の命令によって閉鎖されている。

4) ただし、ブラジル国内の転居にともなって別の学校に編入する場合にも同じようなテストが行われる。編入時のテストは、帰国者だけに特別に実施されるものではない。

5) このうち、高等学校卒業程度認定試験（高認）は2005年度からかつての大学入学資格検定試験（大検）が再編され、新設されたものである。

6) 「生活世界」のとらえ方については、小内(2005a)の第3章を参照されたい。

参考文献

- チッペルレゆり, 2002, 「重国籍の一日も早い容認を求めて」『季刊 海外日系人』第51号、(財) 海外日系人協会、6-9。
- 浜松NPOネットワークセンター, 2005, 「外国人教育支援全国交流会2005提言」(<http://www.n-pocket.jp/multiculture/2005proposal2.html>, 2006.2.6)。
- 法務省, 2005, 『平成17年版 在留外国人統計』財団法人入管協会。
- 可児市企画部まちづくり推進課, 2005, 『外国人の子どもの教育環境に関する実態調査：2004年度調査報告書』可児市国際交流協会。
- 村田翼夫, 2000a, 「ブラジル・ペルーの日系人児童生徒に対する母国の教育の現状と意義」村田翼夫編『在日経験ブラジル人・ペルー人帰国児童生徒の適応状況』科研費報告書、137-147。
- 村田翼夫, 2000b, 「再適応の状況と課題」村田翼夫編『在日経験ブラジル人・ペルー人帰国児童生徒の適応状況』科研費報告書、149-151。
- ナカガワ・ヤナギダ・キョウコ, 2005, 「サンパウロにおける日系人の子どもたちと青少年」『多文化共生研究年報』第2号、名古屋多文化共生研究会、17-33。
- 大泉町教育委員会, 2004, 『帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域事業研究報告書』大泉町教育委員会。
- 小内透・酒井恵真編, 2001, 『日系ブラジル人の定住化と地域社会』御茶の水書房。
- 小内透編, 2002, 『調査と社会理論・研究報告書. 19 外国人多住地域の教育と国際交流活動』北海道大学大学院教育学研究科教育社会学研究室。
- 小内透, 2003, 「在日ブラジル人の教育問題」石井由香編著『講座 グローバル化する日本と移民問題 第Ⅱ期 第4巻 移民の居住と生活』明石書店。
- 小内透編, 2003, 『在日ブラジル人の教育と保育』明石書店。
- 小内透, 2005a, 『教育と不平等の社会理論』東信堂。
- 小内透, 2005b, 「ブラジル人児童・生徒」真田信治・庄司博史編『事典 日本の多言語社会』岩波書店、106-109。
- 関口知子, 2005, 「在日日系子弟の教育と日本の学校：人材育成システムの視点から」『季刊 海外日系人』第57号、(財) 海外日系人協会、25-30。
- 田中敬吾, 2002, 「ブラジルで二重国籍問題を考える」『季刊 海外日系人』第51号、(財) 海外日系人協会、9-10。

(小内 透)